

小値賀町下水道事業経営戦略

団 体 名	:	小値賀町
事 業 名	:	特定環境保全公共下水道事業
策 定 日	:	平成 29 年 3 月
計 画 期 間	:	平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成16年度 (供用開始後12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処 理 区 域 内 人 口 密 度	22.3人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1箇所		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成16年度に農業集落排水事業(浜津地区)を統合		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系 の 概 要 ・ 考 え 方	0～14 t まで：2,160円 15 t を超え30 t までの部分：1 t につき162円 31 t を超える部分：1 t につき183円		
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	同上		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	同上		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度 3,040 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度 3,414 円
	平成26年度 3,130 円		平成26年度 3,498 円
	平成27年度 3,130 円		平成27年度 3,521 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	平成28年度:建設課 生活環境班 下水道担当 (課長1名、班長1名、下水道係2名、環境衛生係兼務2名)
事 業 運 営 組 織	今後、改築事業が見込まれるため、技術力の向上を目指し、効率的な事業運営を行う。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	なし
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

別紙参照

2. 経営の基本方針

- ・持続可能な下水道事業に向けて、下水道施設の適切な維持管理を図り、施設の長寿命化や耐震化を進めながら計画的で効率的な施設更新に取り組む。
- ・水質保全や生活環境の改善に関する広報・啓発活動の展開により、下水道接続率の向上を図る。
- ・講習会や研修会への参加を積極的に行い、職員の技術及び知識の向上に努める。
- ・災害発生時における危機管理体制を強化し、下水道施設の機能維持・早期復旧に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

収支計画における資本的支出の主なものは、建設改良費と地方債償還元金となっています。管渠は、整備済みとなっています。また、処理場は、水処理2池目と汚泥の脱水設備等が未設置(現在は、隣接するし尿処理場にて処理しています)となっています。未設置の設備については、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業との統廃合やし尿処理場の更新時期を見据えて、適切な時期に設置する予定です。したがって、建設改良費としては、施設の供用開始から12年が経過しており、老朽化対策としてのストックマネジメント計画の策定を見込むものとします。また、下水道法の改正に伴う事業計画の変更を行うものとします。地方債償還元金は、平成40年度をピークに減少することから、計画期間内については35百万円前後とほぼ横ばいで推移していきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

収支計画における収益的収入の主なものは、料金収入(下水道使用料)、他会計からの繰入金です。資本的収入では、地方債、他会計からの補助金、国からの補助金となっています。料金収入(下水道使用料)については、新規加入者による増も見込まれますが、少子高齢化等による人口減少が勝るため、減少していくことが見込まれます。国からの補助金については、建設改良費のうちの補助対象事業に対し、適切に見込んでいます。残りの建設改良費の財源として、地方債の発行を予定しています。また、過去に発行した地方債の償還金に充当するため、他会計からの繰入金・補助金を予定していますが、利子を含めた地方債償還金が減少していくため、他会計からの繰入金・補助金についても、減少していく見込みです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

動力費、薬品費、修繕費等の維持管理に要する経費については、人口減少に伴う流入水量の減に伴って、減少していく見込みです。これらの経費については、包括的民間委託の導入や計画的な修繕による経費削減を検討していきます。職員給与費については、職員の配置でも異なりますが、年間4百万円程度を予定しています。一方、常にコスト意識を持って業務に当り、経費の節減に努めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	既に農業集落排水事業(浜津地区)を特定環境保全公共下水道事業へ統合しています。 また、処理場の改築時には、農業集落排水事業(前方地区、柳地区)及び漁業集落排水事業(斑地区)の統合も含め、適切な処理能力への改築を検討します。
投資の平準化に関する事項	リスク評価に基づく改築・更新の優先順位を検討し、投資の平準化を含むストックマネジメント計画の策定を検討しています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PPP/PFIなどの導入については、離島という地域特性や事業の公共性と効率性を踏まえ、今後の検討課題とします。
その他の取組	国の補助事業の活用や交付税措置の有無など、適切な財源確保について検討した上で投資計画を策定します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料の見直し時期や内容については、今後検討していく予定です。この際、加入者からの理解を得よう努めます。
資産活用による収入増加の取組について	該当無し。
その他の取組	国の補助事業の活用や交付税措置の有無など、適切な財源確保について検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	包括的民間委託等の導入については、離島という地域特性や事業の公共性と効率性を踏まえ、今後の検討課題とします。
職員給与費に関する事項	常にコスト意識を持って業務に当たります。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト縮減に努めます。
薬品費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト縮減に努めます。
修繕費に関する事項	供用開始から12年が経過しており、今後は、修繕費等が増加することが考えられることから、計画的に修繕等を行います。また、老朽化していく施設の長寿命化等を検討・実施していきます。
委託費に関する事項	委託業務内容及び委託期間について検討し、経費の節減、効率化に努めます。
その他の取組	供用開始区域内における下水道未接続世帯や事業所等に対し、接続への啓発活動を継続的にを行います。また、水洗便所改造資金融資幹旋及び利子補給制度を継続し、1日でも早い下水道への接続を促します。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、本経営戦略の事後検証及び更新を行います。
---------------------	---

(単位:千円, %)

[illegible]

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分 \ 年 度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	1,365	209										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	6,728	8,093	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	8,093	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P) (N)-(O) 赤 字 (Q)	8,093	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302	8,302
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	44	45	45	45	44	43	42	41	40	39	38	37
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	16,528	16,020	15,810	15,585	15,327	15,054	14,973	14,876	14,780	14,651	14,522	14,410
地 方 財 政 法 に よ る 資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分 \ 年 度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 支 分	17,289	10,016	9,647	10,593	10,047	9,502	8,918	8,331	7,798	7,236	6,627	6,002
うち基準内繰入金	10,715	10,016	9,443	8,882	8,308	7,735	7,142	6,544	6,002	5,426	4,803	4,167
うち基準外繰入金	6,574		204	1,711	1,739	1,767	1,776	1,787	1,796	1,810	1,824	1,835
資 本 的 収 支 分	45,082	41,023	31,493	31,602	31,714	32,166	32,627	33,096	33,777	34,266	34,762	35,269
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	45,082	41,023	31,493	31,602	31,714	32,166	32,627	33,096	33,777	34,266	34,762	35,269
合 計	62,371	51,039	41,140	42,195	41,761	41,668	41,545	41,427	41,575	41,502	41,389	41,271